

**六戸町国民健康保険診療所施設等の利用事業者選定に
関する公募型プロポーザル実施要領**

**令和8年5月
青森県六戸町**

本要領は、令和9年3月で閉所予定の六戸町国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）の既存施設や敷地等を利活用し、医療機関として運営する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものです。

1 募集の概要

(1) 募集名

六戸町国民健康保険診療所の利用事業者選定に係る公募型プロポーザル（以下「本選定」という。）

(2) 対象物件の概要

	施設名称	面積	所在地
1	六戸町国民健康保険診療所	1504.14 m ²	六戸町大字犬落瀬字後田4番地1
2	六戸町国民健康保険診療所敷地	6768.53 m ²	//ほか

※詳細については、別紙物件調書を参照してください。

(3) 利用者の選定方法

六戸町は、この資源を事業者が利活用することにより地域医療への貢献が図られるか、候補者から提出された事業計画等について、本選定のプロポーザル審査委員会において総合的に評価し、利活用候補者（以下「候補者」という。）として決定します。

2 参加条件

(1) 参加条件

本選定の公募型プロポーザル方式による利用事業者の選定に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 令和8年4月1日現在、医療法人格を有していること、または事業開始後において速やかに医療法人格を取得する見込みであること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。

なお、この用途条件に違反した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第6項及び7項の規定に基づき、契約解除権を行使することがあります。

また、資格要件を確認するため、提出された書類等について、関係機関に照会する場合があります。

3 物件（建物、土地、その他）

（1）建物について

- ① 建物については、無償譲渡するものとします。なお、対象となる建物等については、双方協議により一部を除くなど、条件に応じる場合があります。
- ② 現状有姿での引渡しとなります。事業実施にあたり必要な工事等があれば、事業者において実施してください。
- ③ 館内の電話通信設備等については撤去して引き渡しとなりますので、必要に応じて事業者が工事を行う必要があります。
- ④ 図面等の資料と現況に差がみられる場合には現況を優先します。
- ⑤ 建物引渡し後の光熱水費等、租税公課等（固定資産税、不動産取得税、登記に係る経費等）建物の取得・維持管理にかかる各種費用については事業者が負担してください。
- ⑥ 本物件の建物は、石綿(アスベスト)含有建築材料を使用している可能性がありますので、内部の改修作業を行う場合には、あらかじめ調査する必要があります。
- ⑦ 本物件において工事等を行う際には、近隣住民に対し丁寧な対応を心がけ、工事等に伴う騒音、振動の影響を最小限にするよう努力し、紛争が生じた場合には、事業者の責任において解決してください。
- ⑧ 本物件引き渡し後に生じた建物の不具合、事業形態の変更等による建物の取り扱いについては、双方協議のうえ決定するものとします。

（2）土地について

- ① 土地については、無償譲渡するものとします。なお、対象となる土地については双方協議により一部を除くなど、条件に応じる場合があります。
- ② 現状有姿での引渡しを基本としますので、利活用に際して必要な工事については、事業者の負担により実施してください。
- ③ 土地引渡し完了後の租税公課等（固定資産税、不動産取得税、登記に係る経費）維持管理にかかる各種費用については事業者が負担してください。
- ④ 引渡し完了後に事業者負担により、必要な登記を行ってください。

（3）その他について（医療機器等備品）

- ① 現在、診療所内に設置されている医療機器等について、使用を希望する場合には無償譲渡するものとしますが、維持管理経費等については使用者の負担とします。
- ② 診療所内に設置されている医療機器等について、使用を希望しない場合に限り、町の負担により撤去するものとします。
- ③ 診療所敷地内に埋設されている下水道管等については、町所有のままとします。

4 運営に関する条件

(1) 診療所運営について、下記の要件を満たすものとします。

- ① 診療科目については、外来内科診療を必須とします。
- ② 外来診療日については週4日以上とし、合計の診療時間は24時間程度の診療時間とすること。ただし、祝日や年末年始等はこの限りではありません。なお、開業当初に限り、上記診療時間が確保できない場合には、別途協議を行うものとします。
- ③ 令和9年4月1日より事業を開始することとしてください。ただし、譲渡前に町が行う施設の備品搬出や修繕等により遅れが生じた場合にはこの限りではありません。
- ④ 医療・福祉にかかわる行政機関や関連部署等との連携に努めてください。
- ⑤ 地域で必要とされる医療機関として、持続的な事業運営に努めてください。

5 現地見学について

参加申込受付期間中に現地の見学をいただくことが可能です。(事前予約が必要です。)

(1) 実施期間 令和8年5月25日(月)～令和8年6月1日(月)

※平日の午前8時30分から午前11時30分、午後2時から午後4時30分までは診察を行っていることから、建物内部の見学はできません。(休診日現地見学会を設定する予定です。)

(2) 事前予約

希望日の3開庁日前までに、別添(様式4)により下記の事項について、電子メールにてお知らせください。メールの件名については「診療所施設等現地見学希望」とします。

- ① 現地見学希望の人数、日時
- ② 現地見学希望の団体名、担当者氏名、連絡先

なお、希望日時については調整のうえ、メールにて回答します。現地見学の時間帯調整をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

③ 図書等の閲覧について

建物の設計図書等については、現地見学時に六戸町国民健康保険診療所において、閲覧が可能です。なお、保有している図面のみの提供となりますことを、あらかじめご了承ください。

(3) 質問等について

① 募集要項や審査方法等に関すること

募集要項や審査方法等に関して質問がある場合は、令和8年5月29日(金)15時までに、質問書(様式5)にて提出してください。(提出方法は、メールのみとさせていただきます。)質問に対する回答は、令和8年6月5日(金)までに町ホームページへの掲載により一括して行う予定です。

② その他一般的な事項

募集要項や審査方法等に関するものを除く一般的な質問については、事業提案等の提出期限までのあいだ、随時受付を行っております。その内容については随時、町のホームページへ掲載します。

なお、本件に関するメールアドレスについては、下記のとおりです。

hospital@town.rokunohe.aomori.jp

6 参加申込について

本選定に参加を希望される方は、次のとおり参加申込書等を提出してください。受付期間内（7月3日）までに参加申込みがない場合は、公募に参加することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 参加資格に関する誓約書（様式2）
- ③ 事業者概要書（様式3）
- ④ 法人登記事項証明書、定款
- ⑤ 納税証明書（法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税）
- ⑥ 決算書の写し（直近2年のもの）

※ 上記④から⑥については、既に医療法人格を有する者に限り提出するものとし、今後、医療法人格を取得する者については、代表者個人の住民票、所得税、住民税、消費税及び地方消費税（該当者に限る）の納税証明書及び、所得税又は住民税確定申告書の写し（直近2年のもの）を提出してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年7月3日（金）必着とします。

(4) 提出先 〒039-2371 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田42番地1

六戸町国民健康保険診療所 事務あて TEL：0176-55-3121

7 スケジュールについて

募集等の手順は、下記のとおり予定しています。

	項目	期間	その他
1	実施要項の公募開始	令和8年5月25日(月)	
2	現地見学会	令和8年5月25日(月) から 令和8年6月1日(金) まで	
3	質問書の受付期限	令和8年6月5日(金)	
4	質問に対する回答期限	令和8年6月5日(金) までに回答	
5	参加申込書等提出期限	令和8年7月3日(金) 必着	
6	参加資格審査・確認(結果通知)	令和8年7月3日(金)	
7	事業提案書の提出期限	令和8年7月10日(金) 必着	
8	プレゼンテーションの実施・審査	令和8年7月下旬から8月上旬	
9	選考結果通知・公表	令和8年8月中旬に通知・公表予定	
10	契約締結	協議・調整が終わり次第仮契約締結し、 町議会の議決を経て、本契約の見込み	

※上記日程は審査、協議、各種手続き等の進捗の状況により前後する場合があります。

8 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者のみ、正式な応募書類を提出いただきます。

(1) 企画提案書提出届(様式6)に次の書類を添えて応募書類を各5部ずつ提出(郵送)してください。追加資料等についてはモノクロ、カラーを問いません。

- ① 企画提案書(様式7)
- ② 業務体制(様式8)
- ③ 提案事項(様式9)
- ④ 追加資料(作成は任意とします)

⑤ 事業者の活動内容が分かる資料

(ア) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(イ) 法人の概要書(パンフレットの添付でも構いません)

※ 申請者が個人の場合には、これまでの経歴等(勤務先や勤務内容等)を記載した書類を提出してください。

(2) 企画提案について

① 業務体制、提案事項については所定の様式(様式8、9)を用い、簡潔明瞭に記載してください。

② このほかに図表やイラストを使用して追加資料を作成しても構いません。

その際は、追加資料であることがわかるように、表紙を付けてください。

(3) 企画提案の作成について

※ 業務体制(様式8)に関すること

① 現時点で想定している、人員配置を記載してください。

※ 提案事項(様式9)に関すること

① 六戸町国民健康保険診療所施設等の利用計画を記載してください。

②-1 現時点での診療時間計画を記載してください。

(診療科目は内科外来を必須とします。)

②-2 診療所施設(建物)の利活用計画を記載してください。

②-3 診療所施設(土地)の利活用計画を記載してください。

③ 今後の事業計画等がありましたら、記載してください。

④ 六戸町で今後目指していることがありましたら、記載してください。

⑤ その他、これ以外に提案したい事項がありましたら、記載してください。

(診療所事業を主としますが、これ以外の事業を組み合わせた提案も可とします。)

(4) 提出部数

各4部

(5) 提出期限

令和8年7月10日(金) 必着

(6) 提出先及び提出方法

参加申込書等の提出先へ必ず郵送にてお願いします。

9 候補者の選定方法

(1) 概要

- ① 候補者の選定にあたっては、町が設定した評価視点や利活用条件等への適合性について、提出された提案事項を総合的に評価します。
- ② 提案事項の審査・評価の結果、順位付けを行った上で最高評価を得たものを候補者として決定します。
- ③ 応募者が2者以上の場合は第2順位の候補者(次点候補者)まで選定します。
- ④ 提出された提案事項がいずれも町が設定した評価視点や利活用条件等に適合しないと判断した場合は、「該当者なし」とすることがあります。

(2) 内容審査

- ① 内容審査については、提出書類および添付資料の審査により行います。
- ② 審査にあたって、内容を補足説明するための追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 提出された書類について、この募集要項で示した条件等を満たさないことが明らかな場合は、書類審査において「失格扱い」とし、プレゼンテーションの対象から除外することがあります。
- ④ 応募者が多数の場合等で、全ての応募者についてプレゼンテーションを行うことが困難である場合は、提出書類のみで1次審査を行い、この審査を通過したものをプレゼンテーションの対象とすることがあります。
- ⑤ プレゼンテーションの対象となった場合は、その開催日時及び場所等の詳細を、応募者(医療法人等の場合は代表者)に通知します。
- ⑥ プレゼンテーションの対象とならなかった場合はその旨を、応募者(医療法人等の場合は代表者)に通知します。

(3) 審査方法

- ① プロポーザル審査委員会で評価視点や利活用条件等への適合性について、提出された事業提案書とプレゼンテーションにて総合的に評価し審査を行います。
- ② プレゼンテーションは令和8年7月下旬から8月上旬に実施予定です。説明者は、最大3名までとします。

(4) 審査項目

- ① 企画提案書等の内容
- ② プレゼンテーションの内容

(5) 事業候補者の決定結果

令和8年中旬にプロポーザル審査結果を応募者に通知し、町のホームページでも公表します。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年7月下旬から8月上旬（別途日程を通知します。）
- (2) 場 所 六戸町役場
- (3) 内 容 企画提案書等に基づいたプレゼンテーション
- (4) 時 間 1事業者につき30分以内（質疑応答を含みます。）
- (5) 人 数 3名以内
- (6) 機材等 プロジェクターが必要な場合は事前手配をしますが、パソコン等は提案者のご準備ください。
- (7) 順 番 提案書の受付順とします。開始時刻については別途通知します。
- (8) その他 参加者が1者であっても実施するものとします。

1.1 審査基準

審査項目は企画提案書に記載された内容と、下記の項目を視点に審査を行い、評価合計点数が最も高い参加者を契約候補者として選定するものとします。

No.	審査項目	ポイント
1	企画提案の内容	医療機関としての役割を理解し、地域医療に貢献できる提案がなされているか。 住民の要望や町内の高齢者等が抱える問題について、改善が見込まれるような提案となっているか。 患者との融和を意識した上で、意欲のある提案となっているか。
2	事業開始までの行程	円滑な業務開始が見込まれるような行程となっているか。
3	事業及び資金計画	無理のない事業計画となっているか。 地域の特色を生かし、サービスの向上が図られるような事業計画となっているか。 資金調達計画に無理はないか。
4	経営体制	安定的な経営体制のもと、事業が実施される計画となっているか。
5	町とのかかわりあい	町の保健事業や近隣医療機関との連携が図られる計画となっているか。

1.2 特記事項

① 申請書類の取扱い

町が受領した提出書類については、返却いたしません。また、軽微な修正を除き、変更は認めないものとします。また、提出書類等に虚偽の記載があった場合や、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合は失格とします。

② 協議や調整が不調の場合

候補者との協議・調整が整わなかった場合は、次点候補者との協議を行うものとします。その場合、次点候補者への協議開始通知書により通知します。

③ 契約締結及び所有権移転

契約候補者と事前に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となります。

契約に必要な収入印紙、所有権の移転登記に必要な費用については候補者負担となります。

本事業に係る物件の引渡しは、契約締結時点での現状有姿のまま引き渡しします。

④ 応募に伴う費用負担

本事業への参加、書類の作成・提出及びプレゼンテーションへの出席等、応募に伴う費用については、全て応募者の負担とします。

⑤ 著作権、公表等に関する取扱い

本事業に関して候補者が作成し提出した書類についての著作権は、候補者に帰属します。

審査終了後に、候補者・契約金額・各事業提案等の評価及び候補者が提案した事業提案等について、公表することがあります。また、六戸町情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合は、開示できるものとします。

⑥ 譲渡及び転貸

譲渡契約で発生した権利の全部または一部を、第三者に譲渡することはできません。

ただし、事前に町の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

⑦ 法令等の遵守

建物の修繕や改修及び運営にあたっては、建築基準法及び消防法等の関係法令、条例等を遵守してください。

1.3 その他

この要領に定めのない事項については、町と候補者が協議の上、協定書等において定めるものとします。

1.4 応募辞退

町が参加申込書を受理した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

1.5 問合せ先・申込先

原則として、本件に関するお問い合わせにつきましては、メールのみでの対応とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

〒039-2371

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田42番地1

六戸町国民健康保険診療所 事務あて

電子メール hospital@town.rokunohe.aomori.jp